

津波災害警戒区域の指定について

1. 経緯

- 平成23年 3月 東日本大震災
- 平成23年 12月 津波防災地域づくり法 施行
- 平成26年 3月 (県) 津波浸水想定図を作成・公表
(市町村) 津波ハザードマップ作成・周知
- 令和5年 3月 佐伯市、臼杵市、津久見市で
「津波災害警戒区域」を指定

津波災害警戒区域とは

津波被害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき区域

2. 区域指定後の法的義務

【宅地建物取引業者】

土地建物の売買やアパート等の賃貸借契約時に
重要事項説明が義務付け

【医療施設・社会福祉施設・学校】

市町村の地域防災計画に位置づけられた避難に
配慮を要する方が利用する施設（医療施設、社会
福祉施設、学校等）において、以下が義務付け

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施

3. 指定スケジュール

本年11月下旬に以下の8市町村で指定予定

別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、国東市、姫島村、日出町

